

経済的理由による受診の遅れで死亡、少なくとも 48 例



全日本民主医療機関連合会(民医連)は3月19日、経済的事由による手遅れ死亡事例の調査結果を公表した。全国700の加盟医療機関を対象に調査したところ、2023年の1年間に、経済的理由から受診が遅れて死亡に至ったと考えられる事例は48例だった。

(民医連資料参照)

手遅れ事例報告

全日本民医連は「2023年経済的事由による手遅れ死亡事例」の調査報告を発表しました。

22都道府県から48の死亡事例が報告されました。22年の調査から2件増えました。20年は40件、21年は5件増の45件、22年は1件増の46件でした。

受診前に無保険だった事例は22件(46%)でした。24件(49%)は国民健康保険証などの保険証を所持していませんでした。「入院になれば医療費が高額になる」として治療を諦めまた例もありました。保険証を所持していても窓口負担などが理由で受診できない実態があります。

また、事業所への相談・受診に至った経路では、「救急搬送」が21件となり、外来受診などの他の経路を圧倒しました。「困窮から受診をがまんし、限界に達した事例」としています。

無保険者をつくらせない抜本的な対策が必要です。また保険証を持っていても手遅れになるまで受診できないような医療費の窓口負担を改めなければなりません。

年金収入だけでは医療にかかれない

事例：70代男性。2年前にすい臓がんと診断され、抗がん剤治療を開始したが1回5万円必要で、払えず1回のみで終了し、受診も中断。自宅で衰弱しているところを発見され民医連の病院で対応し、自宅退院したが退院後25日で亡くなりました。持ち家あり、年金10万円弱で保護基準以上だったが保護申請。抗がん剤治療を続けることができれば予後は違ったはず。

コロナ禍背景に

事例：60代男性。アパート・無保険。2020年夏、コロナ禍により飲食店勤務のシフトが減られ、2022年夏に体調不良で退職。所持金200円で生活保護を勧められたが拒否。2022年12月にスーパーでバイトを開始。民医連の無料低額診療を利用し、2023年2月受診。3月に入院の予約をするが、入院予定日に自宅で意識喪失しているところを発見され、救急搬送されるもそのまま亡くなりました。

無料低額診療事業の利用状況

無料低額診療事業を知っていて受診した方は14件で29%だった。(2022年39%) 無料低額診療事業をそもそも知らなかった方は32・67%と、事業そのものが知られていない実態もあります。地域の医療機関や役所、地域包括支援センターなどからの紹介、自らインターネット等から調べて、受診につながった等引き続き、制度の周知が重要です。

民医連の無料低額診療事業実施事業所は464施設 病院124、診療所274、歯科診療所36、老健は30施設(2022年1月現在)

無料低額診療事業(以下、無低)とは

社会福祉法第2条第3項第9号に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業。同法第2条第3項第10号に基づき、生計困難者について、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設が利用できる事業もある。

制度の周知が重要！